

肥料販売業務の手引き

山形県農林水産部

令和3年3月

【問合せ】農業技術環境課 生産環境担当
山形県山形市松波二丁目8番1号

Tel : 023-630-2481 Fax : 023-630-2456

目 次

肥料販売に係る届出と提出書類	1
--------------------------	---

届出様式等

肥料販売業務開始届出書	3
-----------------------	---

肥料販売業務開始届出事項変更届出書	5
-----------------------------	---

肥料販売業務廃止届出書	6
-----------------------	---

○肥料販売に係る届出と提出書類

1 肥料の販売にあたって

肥料の販売を行う場合、都道府県知事に届出を行う必要があります。

注意

インターネットオークションやフリマアプリを通して販売する場合や、農産物直売所で肥料を販売する場合であっても、所管の都道府県への届出が必要です。

無届出で販売した場合、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項に違反となり、罰則対象となります。

2 新規の販売開始の届出

(1) 提出書類

提出書類	備考
1 肥料販売業務開始届出書※	p3～4参照。
2 (販売所・保管所が県内に数カ所あり、1に書ききれない場合) 販売所・保管所を列記した一覧表	

※登記されていない任意の組合（生産組合等）は法人でないため、その代表者等の個人の届出扱いとなります。

(2) 提出期限 販売業務開始後 2週間以内

(3) 提出先 山形県農林水産部農業技術環境課 生産環境担当

3 届出事項の変更の届出

変更が生じてから 2週間以内 に届出が必要です。（届出様式は p5 参照）

- ・（法人の場合）組織の名称や代表者の変更
- ・事業者の住所の変更
- ・販売所や保管所の変更（追加や廃止の場合を含む）

4 販売業務の廃止の届出

肥料の販売業務を廃止した場合、2週間以内 に届出が必要です。（届出様式は p6 参照）

また、以下の場合も廃止届出の提出が必要となりますので、ご注意ください。

- ・生産組合等の代表者等が変更になった場合
- ・事業形態の変更により、届出者が個人から法人になった場合
- ・届出者（個人）の死亡や代替わり等により、業務を他の者（家族含む）が引き継ぐ場合

届出様式等

＜押印の廃止＞

「押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係告示の一部を改正する告示」により、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部が改正されました。これに伴い、届出に係る全ての書類について、押印が不要になりました。

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：

氏 名：

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電 話：

F A X：

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 山形県内にある保管する施設の所在地

※この欄は記入しないでください。

行政庁記入欄	
受理印	
届出 番号	肥料販売業者 山形県第 号

記載例

肥料販売業務開始届出書

令和3年3月3日

山形県知事 殿

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入します。

住 所：〒990-8570

山形市松波二丁目8番1号

氏 名：山形 太郎

電 話：023-630-2481

F A X：023-630-2456

押印は不要です。

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

山形太郎

山形市松波二丁目8番1号

法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入します。

2 販売業務を行う事業場の所在地

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

3 山形県内にある保管する施設の所在地

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

※届出事項に変更を生じたときは、その日から2週間以内に、その旨を県知事に届出なければなりません。また、事業を廃止したときも同様とします。

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :
氏 名 :
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電 話 :
F A X :

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

(旧)

(新)

3 変更した理由

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :
氏 名 :
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電 話 :
F A X :

さきに 年 月 日付で肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条の
第 1 項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したの
で、同条第 2 項の規定により届け出ます。